（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をアンゴラ共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年七月三十一日にルアンダで

アンゴラ共和国外務協力副大臣

マリア・アンジェラ・テイシェイラ・デ・アルヴァ・セケイラ・ブラガンサ

在アンゴラ共和国

日本国臨時代理大使　近藤猛殿

○外務省告示第二百九十二号

セーシェル共和国政府及びカメルーン共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を、それぞれ、平成二十七年六月二十五日及び同年六月三十日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十七年十月一日にセーシェル共和国及びカメルーン共和国について効力を生ずる。

（平成二十七年七月六日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十七年八月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県長崎市西山四丁目五二から五五まで、五七、五九から六四まで、二九五、九二四の二、九二四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

当別町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに石狩市役所及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字岡山三、五、一九の一から一九の二九まで、一九の三一、一九の三四、一九の三六、一九の三八、一九の四三、一九の四五、一九の四七、一九の四九、一九の五一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区大平二四〇の一、二四〇の三、二四〇の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養